



米国会計基準アップデート

更新日：2025年7月22日

目次

非公開企業適用時期別 ASU	1
2025 年公表 ASU	5
2024 年公表 ASU	6
2022 年公表 ASU	11
2021 年公表 ASU	15
2020 年公表 ASU	19
2019 年公表 ASU	25
2018 年公表 ASU	31
2017 年公表 ASU	40
2016 年公表 ASU	46
2015 年公表 ASU	50
2014 年公表 ASU	51

非公開企業適用時期別 ASU

2026 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用される ASU

ASU	トピック (サブトピック)	項目
2025-03	805, 810	変動持分事業体 (VIE) の取得における取得者の判定について
2025-04	718, 606	顧客に支払われる株式に基づく対価の会計処理に関する明確化

2025 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用される ASU

ASU	トピック (サブトピック)	項目
2023-09	740	法人所得税、開示の改善
2024-01	718	Profits interest (プロフィッツ・インタレスト) 及び類似の報酬の適用範囲について
2024-02		概念書 (Concepts Statements) への参照削除

2024 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用される ASU

ASU	トピック (サブトピック)	項目
2018-12	944	長期保険契約の会計処理に対する限定的な改善 (ASU 2020-11 による適用日延期後)
2022-03	820	契約上売却制限のある株式の公正価値測定
2023-02	323	投資税額控除における比例償却
2023-07	280	セグメント開示の充実
2023-08	350	暗号資産の会計処理と開示

2023 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用される ASU

ASU	トピック (サブトピック)	項目
2020-06	470-20, 815-40	自己株式における転換可能金融商品および契約の会計処理
2021-08	805	顧客との契約から生じる収益にかかる、契約資産および、契約負債の会計処理
2023-01	326	共通支配下におけるリース取引

2022 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用される ASU

ASU	トピック (サブトピック)	項目
2016-13	326	金融商品における信用損失の測定 (ASU 2019-11 による適用日延期後)
2018-19	326	ASC の改訂 (ASU 2019-11 による適用日延期後)

2019-05	326	特定項目の移行救済措置 (ASU 2019-11 による適用日延期後)
2019-11	326	金融商品－信用損失の改善
2021-05	842	リース（貸手）－変動リース料
2021-06	Various ASC	ASC の改訂
2022-01	815	公正価値ヘッジ－ポートフォリオ・レイヤー・メソッドの適用
2022-02	326	金融商品－不良債権のリストラチャリング及びビンテージ開示
2022-04	405-50	サプライヤーファイナンスプログラム債務に関わる開示義務
2022-05	944	金融サービス（保険）－売却した契約の移行
2022-06	848	救済ガイダンス利用期間の延長

2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用される ASU

ASU	トピック (サブトピック)	項目
2016-02	842	リース資産及びリース債務の認識及び計上の義務化 (ASU 2020-05 による適用日延期後)
2017-04	350	のれん減損テストの簡素化
2018-01	842	地役権の新リース基準対応 (ASU 2020-05 による適用日延期後)
2018-10	842	新リース基準の改訂 (ASU 2020-05 による適用日延期後)
2018-11	842	新リース基準の改訂 (ASU 2020-05 による適用日延期後)
2018-14	715-20	開示フレームワーク－開示義務の変更
2018-20	842	貸手のための部分的改訂 (ASU 2020-05 による適用日延期後)
2019-01	842	新リース基準の改訂及び改善 (ASU 2020-05 による適用日延期後)
2020-01	321	持分証券－代替的測定
2020-08	310-20	債権－払戻不要な手数料及びその他の費用の改善
2020-10	Various ASC	ASC の改善
2021-02	952-606	フランチャイズ
2021-04	Various ASC	自立型資本に分類されるコール・オプションの変更又は交換
2021-07	718	資本に分類される株式に基づく報酬に係る基礎となる株式の現在 価値の決定
2021-09	842	非公開企業におけるリース会計で使用される割引率
2021-10	832	政府からの支援に関する開示

2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用される ASU

ASU	トピック (サブトピック)	項目
2017-12	815	ヘッジ活動に関する会計処理 (ASU 2019-10 による適用日延期後)
2018-15	350-40	サービス契約であるクラウドコンピューティング契約で発生する 導入コストに関する顧客の会計処理の明確化
2018-16	815	ヘッジ会計におけるベンチマーク金利の追加認定 (ASU 2019-10 による適用日延期後)
2018-17	810	変動持分事業体に関する関連当事者のガイダンスの限定的な改善

2018-18	808	トピック 606 との関連性の明確化
2019-02	926-20 920-350	エンターテインメントにおけるその他の資産、のれんとその他の無形資産の改訂
2019-12	740	法人所得税の会計処理の簡素化
2020-07	958	非営利法人における贈与された非金融資産の表示及び開示要項

2019年12月15日以降の開始事業年度より適用される ASU

ASU	トピック (サブトピック)	項目
2017-08	310-20	負債証券に関するプレミアム償却
2017-11	260, 480, 815	一株当たり利益、負債と資本の区分、デリバティブ及びヘッジの改訂
2018-07	718	株式報酬に関する会計処理
2018-13	820	公正価値測定に関する開示の改訂
2019-03	958	コレクションの定義のアップデート
2019-04	326, 815, 825	金融商品 - 信用損失、デリバティブ及びヘッジ、および金融商品の改善
2019-08	718	顧客への株式報酬の支払いに関する会計処理の最終指針の公表
2020-04	848	金利指標改革における軽減措置
2021-01	848	金利指標改革における軽減措置の範囲
2021-03	350	減損の兆候を評価する代替的な会計処理

2018年12月15日以降の開始事業年度より適用される ASU

ASU	トピック (サブトピック)	項目
2014-09	606	顧客との契約から生じる収益（適用日延期後） なお、 ASU 2020-05 により2020年6月時点で未適用であれば2019年12月15日以降の開始事業年度からの適用も認められる
2016-01	825-10	金融商品の認識及び測定
2016-04	405-20	商品券等に関する権利失効の認識
2016-08	606	収益の総額計上か純額計上かの解釈に対するガイダンス
2016-10	606	履行義務とライセンスの認識
2016-12	606	適用範囲の見直し及び実務上の簡便措置
2016-15	230	現金の受取りと支払いの分類
2016-16	740	棚卸資産以外の資産に対する関連会社間取引
2016-18	230	引出条件付現預金の取扱い
2016-20	606	修正及び改善
2017-01	805	ビジネス定義の明確化
2017-05	610-20	資産の認識中止ガイダンスの適用範囲及び非金融資産の一部売却に関する会計処理の明確化
2017-06	960, 962, 965	従業員給付制度マスタートラストの開示
2017-07	715	期間年金費用及び期間退職後給付金費用の表示の改善
2017-10	853	オペレーションサービスを提供する顧客の決定

2017-15	995	米国船舶会社に関するトピック 995 の削除
2018-02	220	税効果のその他包括利益累計額から利益剰余金への振替え
2018-03	825	金融商品に関する基準の改訂
2018-08	958	非営利法人の会計処理に関する改訂

2025 年公表 ASU

ASU 2025-01

損益計算書—包括利益計算書—における費用の内訳開示（トピック 220-40）について：適用日の明確化

当該基準アップデートは、ASU 2024-03 の適用開始日に関する規定を改定し、すべての公開企業については 2026 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2027 年 12 月 15 日以降の年次報告期間内の期間）から当該ガイダンスを適用すること、また早期適用も認められていることを明確化しています。

ASU 2025-02

負債（トピック 405）：SEC スタッフ会計速報第 122 号に基づく SEC パラグラフの改正

当該基準アップデートは、SEC スタッフ会計速報（Staff Accounting Bulletin）第 122 号の公表に伴った SEC パラグラフの改訂であり、これにより SAB トピック 5. FF 「プラットフォーム利用者のために保有する暗号資産の保全義務に関する会計処理」（Accounting for Obligations To Safeguard Crypto-Assets an Entity Holds for Its Platform Users）に関する記述が削除されました。

この改定は即時適用になります。

ASU 2025-03

企業結合（トピック 805）及び連結会計（トピック 810）：変動持分事業体（VIE）の取得における取得者の判定について

当該会計基準アップデートは、持分の交換を主要な手段として実行される取引において、法的取得企業が事業の定義を満たす変動持分事業体（VIE）である場合、会計上の取得企業の判定に関する現行ガイダンスを改訂し、財務諸表の比較可能性を高めるために公表されました。これにより、VIE を含んだ取引においては、主要受益者（primary beneficiary）が常に取得企業であるという要件は廃止され、代わりに VIE を含まない企業結合取引と同様の取得企業の判定要件の検討を要求しています。なお、当該等アップデートは逆取得と判断される取引、または法的取得企業が事業ではなく会計上の取得企業と判定される取引の会計処理に対しては変更がありません。

全ての企業に対して、2026 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においても同様）より適用されます。早期適用に関しては、財務諸表が未発行の期中報告または年次報告期間に限り認められますが、期中報告において適用する場合は当該期中の期首、またはその期中報告を含む年次報告期間の期首から開始するものとしています。また、当該基準アップデートによる会計処理は将来にわたって適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2025-04

報酬—株式報酬（トピック 718）と収益認識（トピック 606）：顧客に支払われる株式に基づく対価の会計処理に関する明確化

当該会計基準アップデートは、企業が顧客（またはその顧客から商品やサービスを購入する第三者）に対して、株式などの持分に基づく対価（例：持分金融商品）を支払う場合の収益認識のタイミングに影響を与えるものです。具体的には、顧客（またはその顧客）による一定量または一定金額の購入を条件とした株式報酬について、業績条件の定義が改訂されるとともに、サービス条件が付されている場合には失効見込数の見積りが必須となるなどの処理変更が導入され、要件をより明確にしています。当該アップデートにより、企業は収益をより正確に認識し、財務報告の一貫性と比較可能性が向上すると期待されています。

全ての企業に対して、2026年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においても同様）より適用されます。早期適用に関しては、財務諸表が未発行の期中報告または年次報告期間に限り認められますが、期中報告において適用する場合は当該期中の期首、またはその期中報告を含む年次報告期間の期首から開始するものとしています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2024 年公表 ASU

ASU 2024-01

報酬—株式報酬（トピック 718）：Profits interest (プロフィッツ・インタレスト)及び類似の報酬の適用範囲について

企業によっては、従業員等に対し、会社の将来的な利益や資本価値を上げる機会を得るために会社の業績に連動した株式報酬などで報酬を提供しています。従来はこれらの報酬を、株式報酬契約(トピック 718)と現金賞与または利益分配契約(Topic 710 報酬)、どちらの会計処理を適用すべきか不明瞭な点があると指摘されていました。当該基準アップデートでは、Profits interest (プロフィッツ・インタレスト)及び類似の報酬の具体的な例を追加することにより、株式報酬などで報酬を提供している企業により分かりやすくトピック 718 を説明する事を目的としています。

非公開企業については、2025年12月15日以降の開始事業年度(期中報告においても同様)から適用されます。また早期適用も認められています。当該基準アップデートは遡及適用または将来に向けて適用する方法のいずれかを選択して適用することが求められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2024-02

会計基準の改善—概念書（Concepts Statements）への参照削除について

当該基準アップデートは、様々な概念書（Concepts Statements）への参照を削除する改正が含まれています。会計ガイダンスを理解し適用するためには概念書への参照が不要であったり、詳細に説明している箇所ですでに参照されている場合等は削除されました。

非公開企業については、2025年12月15日以降の開始事業年度から適用されます。また早期適用も認められています。当該基準アップデートは遡及適用または将来に向けて適用する方法のいずれかを選択して適用することが求められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2024-03

損益計算書—包括利益計算書—における費用の内訳開示（トピック 220-40）について

当該基準アップデートは、公開企業に対して四半期および年次の各報告期間において財務諸表の注記での特定の費用および経費に関する情報の開示を義務付けています。これにより投資家及び財務諸表利用者により詳細な情報を提供します。該当の費用には、棚卸資産の仕入高、従業員報酬、減価償却費等が含まれ、定量的に個別開示されていない金額については、該当金額の質的な説明の開示が求められています。

公開企業については、2026年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においては2027年12月15日以降）より適用されます。また早期適用も認められます。当該基準アップデートによる開示は将来にわたって適用されますが、財務諸表に表示される全期間にわたって遡及適用することも認められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2024-04

負債—転換その他のオプション付き負債（トピック 470-20）：転換社債の誘因転換に関する会計処理の明確化

当該基準アップデートは、いままでの会計基準で不明確であった、現金への転換機能を有する転換社債や現在転換可能でない転換社債を含む、特定の転換社債の決済が誘因転換として会計処理されるべきかどうかの判断基準を明確にしています。これにより、転換社債の決済を誘因転換として会計処理するには、誘因オファーが少なくとも債務条件に定められた転換特権に基づき、発行可能な対価（形態および金額）を債権者に提供する必要があります。

全ての企業に対して、2025年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においても同様）より適用されます。早期適用に関しては、財務諸表が未発行の期中報告または年次報告期間に限り認められますが、ASU 2024-04の採用以前の適用は出来ません。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2023 年公表 ASU

ASU 2023-01

リース(トピック 842)： 共通支配下取引におけるリース取引について

当該会計基準アップデートは、共通支配下におけるリース取引に関する投資家の懸念点を解決するために、共通支配下関係においてリース取引が存在するか、また存在する場合にはそのリース取引の区分と会計処理方法を決定するために書面で記載された契約条件を利用できるという、非公開企業と一部の非営利法人のための実務的な簡便法を公開しました。また、当該会計基準アップデートは、共通支配下取引における建物附属設備については耐用年数で減価償却を行うことを求めています。

当該会計基準アップデートは、2023 年 12 月 15 日以降の開始事業年度(期中報告においても同様)より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2023-02

投資—持分法およびジョイントベンチャー(トピック 323)：投資税額控除における比例償却法について

当該会計基準アップデートにより、企業の所得税額控除に関わらず、対象のタックス・エクイティ投資は比例償却法を用いた会計処理が認められました。FASB は専門家から寄せられた質問に対して、比例償却法を適用することにより、投資家などは(主に所得税控除やその他税額控除を受ける目的のため)投資ポートフォリオについてより理解を深めることが可能としています。

非公開企業については、2024 年 12 月 15 日以降の開始事業年度(期中報告においても同様)より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2023-03

SEC スタッフ会計公報に基づく、財務諸表の表示(トピック 205)、損益計算書 - 包括利益計算書(トピック 220)、負債と純資産の区別(トピック 480)、純資産(トピック 505)、株式報酬(トピック 718)の修正について

当該会計基準アップデートにより、関連の会計基準における SEC パラグラフの修正が行われました。これは文言の変更であり新しいガイダンスを提供するものではなく、そのため適用時期などありません。

ASU 2023-04

債務(トピック 405)： SEC Staff Accounting Bulletin No 121 に準じる SEC paragraphs の改定

当該会計基準アップデートにより SEC Staff Accounting Bulletin No. 121「別の当事者のために暗号資産を保全する企業の義務に関する会計処理に関しての SEC スタッフの見解」が改定されました。FASB Codification は上場、非上場企業ともに必須の会計規則を含んでおりますが、SEC sections of the Codification は SEC 登録者の便宜のために提供されています。

この改定は FASB Codification に追加され次第適用になります。

ASU 2023-05

企業結合 - ジョイントベンチャー設立時の公正価値による測定の適用 (サブトピック 805-60)

当該会計基準アップデートは、これまであいまいだったジョイントベンチャー設立時の価値測定について規定し、会計処理の多様性を排除するために公表されました。この会計基準アップデートの適用により、ジョイントベンチャーは資産と負債を、設立要件を満たした時点の公正価値で測定することが求められ、純資産の公正価値を超えるものは Goodwill として認識されます。

この改訂は、2025 年 1 月 1 日以降に設立されたすべてのジョイントベンチャーに対して適用されます。また、2025 年 1 月 1 日以前に設立されたジョイントベンチャーには、十分な情報がある場合に過去に遡って適用することができます。早期適用も認められています。

ASU 2023-06

開示の改善： SEC の開示更新および簡略化イニシアティブへの応答としての規定の修正

当該会計基準アップデートにより、特定の米国証券取引委員会 (SEC) の開示要件が FASB 会計基準に取り込まれることとなります。当該アップデートは、多岐にわたるトピックの開示および提示要件を明確化または改善し、SEC の既存の開示に従っている企業と、以前に要件の対象ではなかった企業をより簡単に比較できるようにし、SEC の規制と整合させることを目的としています。

2018 年 8 月 17 日に発行された SEC リリース No. 33-10532「開示の更新と簡素化」では、SEC は、一般的な会計原則と重複しており、かつ追加情報が必要な特定のの開示要件については、これから FASB に取り込まれる可能性があるとしております。

当該会計基準アップデートにより、SEC が言及した 27 の開示のうち 14 がコーディフィケーションに組みこまれました。これにより、さまざまなトピックの開示または提示要件が修正されております。これらの修正は比較的狭い範囲でおこなわれております。修正の一部は、現行の要件の明確化やテクニカ

ルな訂正をするものとなっています。修正されたトピックが多様であるため、これらの修正のいずれかによって影響を受ける可能性がある企業は広範囲に及びます。

ASU 2023-07

セグメント報告（トピック 280）：セグメント開示の充実について

当該会計基準アップデートは、主に重要なセグメント費用に関する開示の強化を通じて、報告セグメントの開示要件を改善するもので、下記の事項が変更されました。

- 公開企業は、最高経営意思決定機関(Chief Operating Decision Maker: CODM)に定期的に報告され各報告指標に含まれる重要なセグメント費用について開示することが求められます。
- 公開企業は、報告セグメント別のその他のセグメント項目の金額と内容を開示することが求められます。その他のセグメントの区分は、セグメント収益から重要なセグメント費用として開示されるセグメント費用を差し引いた金額と、セグメント損益との間に記載されます。
- 公開企業は、現在トピック 280 で求められる年次の報告セグメント損益およびセグメント資産についての開示のすべてが中間決算でも提供する必要があります。
- もし一つ以上のセグメントに係る指標が報告セグメントの決定に関して検討されている場合には GAAP に準拠した一つ以上の指標を開示する可能性があることが明示されました。
- 公開企業は、CODM の肩書とポジション、報告セグメント決定の指標とリソースの配分について開示が求められます。
- 単一の報告セグメントを有する公開企業は、このアップデートの改訂により要求されるすべての開示と、トピック 280 の既存のすべてのセグメント開示を提供することが要求されています。

当該会計基準アップデートは、2023 年 12 月 15 日以降の開始事業年度(期中報告においては 2024 年 12 月 15 日以降の開始事業年度)より適用されます。また早期適用も認められます。公開企業は財務諸表に開示されるすべての期間にわたって遡及的に当該会計基準アップデートを適用する必要があります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2023-08

無形資産—のれん及びその他—暗号資産（トピック 350-60）：暗号資産の会計処理と開示について

当該会計基準アップデートは、特定の暗号資産を每期公正価値で測定し公正価値の変動を純損益で認識することを義務付けることにより、暗号資産に関する会計処理を改善することを目的としています。さらに、企業が保有している暗号資産に関する情報(重要な保有資産、評価方法、契約上の売却期限、そして報告期間中の変動)の開示を義務付けることにより、投資家への情報提供を改善します。本改訂は、規定された条件を全て満たす暗号資産に適用されます。

2024 年 12 月 15 日以降の開始事業年度(期中報告においても同様)より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2023-09

法人所得税（トピック 740）：法人所得税、開示の改善について

当該基準アップデートは、公開企業において税率調整に関する様々な項目の開示を義務付けていますが、非公開企業においては法定税率と実効税率との間に重要な差異を生じさせた、特定の調整項目及び個々の管轄区域といった定性的な開示が義務付けられました。

また、当該基準アップデートは全ての企業に対して、期中に納税された法人所得税に関する下記項目を毎期開示することを義務付けています：

1. 連邦税(国税)、州税、外国税に区分された期中の法人所得税納税額(還付金控除後)
2. 個々の管轄区域に納税した法人所得税(還付金控除後)が、期中の法人所得税納税額の総額(還付金控除後)の5%以上である場合、管轄区域別に区分された金額

上記に加え、当該基準アップデートにより下記開示が義務付けられました：

1. 法人税等調整前当期純利益(損失)を国内と外国で区分した金額
2. 法人所得税(もしくはベネフィット)を連邦、州、外国で区分した金額

なお、義務付けられていた 1) 未認識の法人税ベネフィットの残高が今後 12 ヶ月の間に合理的に変動する可能性のあるレンジ及び見積もり、または 2) レンジの見積もりを行うことが出来ない旨の文言や、その他開示が当該基準アップデートにより除外されました。

非公開企業については、2025 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用されます。早期適用も認められており、本改訂は将来に向けて適用されることが求められていますが、遡及適用も認められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2022 年公表 ASU

ASU 2022-01

デリバティブ及びヘッジ(トピック 815)：公正価値ヘッジ - ポートフォリオ・レイヤー・メソッドの適用

当該会計基準アップデートは、ASU2017-12 の公表に際して専門家より FASB に寄せられた質問に対して、下記のように対応するために公表されました。

- シングル・クロズド・ポートフォリオのマルチ・レイヤー・メソッドを認めるため、現行のシングル・レイヤー・メソッドのみが許されるラスト・レイヤー・メソッドを拡大しました。この拡大を反映させるため、ラスト・レイヤー・メソッドはポートフォリオ・レイヤー・メソッドに改名されました。
- 期限前返済可能金融資産を含めるため、ポートフォリオ・レイヤー・メソッドの対象を拡大しました。

- シングル・レイヤー・ヘッジにおける適格なヘッジ手段は、即時開始と将来開始のそれぞれ元本償却スワップと元本一定スワップを含むということ、また様々な専用のヘッジが様々なヘッジされたレイヤーに対応するということを明確化しました。
- シングル・ヘッジ・レイヤーとマルチ・ヘッジ・レイヤーのどちらかが指定される、ポートフォリオ・レイヤー・メソッドに該当するヘッジ根拠修正の会計と開示のためのさらなるガイダンスを提供します。
- クローズド・ポートフォリオに含まれる資産の信用損失を断定する際に、ヘッジ根拠修正がどのように考慮されるべきかを明確化します。

当該会計基準アップデートは、非公開企業については2022年12月15日以降に開始する期末会計報告より適用されます。また、ASU 2017-12を既に適用している企業は、本ASU公表後の早期適用も認められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2022-02

金融商品 - 信用損失(トピック 326)： 不良債権のリストラクチャリング及びビンテージ開示

当該会計基準アップデートは、トピック 326「金融商品 - 信用損失」を適用している企業に対して、不良債権のリストラクチャリング (Troubled debt restructuring, TDR) の認識及び測定に関する債権者のガイダンスを廃止し新たな開示を要求しています。

当該会計基準アップデートは資金難に陥っている借り手に対する融資の借り換えの開示強化の追加が含まれております。又、公開企業に対してビンテージ開示に関して開始年度毎に当期のグロス償却額の開示を要求するため指針を修正しています。

ASU 2016-13 をすでに適用されている場合、2022年12月15日以降の開始事業年度より適用されます。ASU 2016-13 を適用されていない場合、ASU 2016-13 と同じ適用時期になります。また早期適用も認められます。適用日から将来にわたっての適用か遡及適用か選択できます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2022-03

公正価値の測定(トピック 820)： 契約上売却制限のある株式の公正価値測定

当該会計基準アップデートにより、契約上売却制限のある株式の公正価値測定が明確化され、例示の修正と公正価値で測定される契約上売却制限のある株式に関する新たな開示項目が公表されました。貸借対照表に計上された当該株式の公正価値、売却制限の内容と期間、売却制限条件が消滅する状況についての開示が新たに必要となりました。

非公開企業については、2024年12月15日以降の開始事業年度(期中報告においても同様)より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2022-04

サプライヤーファイナンスプログラム債務(サブトピック 405-50)に関わる開示義務について

当該会計基準アップデートにより、商品やサービスの購入に関してサプライヤーファイナンスプログラムを利用する企業は、財務諸表の利用者がプログラムの性質、期間中の活動、期間ごとの変更、および潜在的な規模を理解するために十分な情報を開示する必要があります。

当該会計基準アップデートは 2022 年 12 月 15 日以降に開始される事業年度より適用されます。例外としてファイナンスプログラムが繰り越しされた場合は 2023 年 12 月 15 日以降に開始される事業年度より適用となります。早期適用も認められます。ASU2022-04 は貸借対照表開示期間のすべてに遡及適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2022-05

金融サービス – 保険(トピック 944): 売却した契約の移行

当該会計基準アップデートは、ASU2018-12「長期保険契約に関する会計処理の限定的な改善(LDTI)」を修正しています。保険会社は保険契約に関して、下記の条件を満たしている場合、ASU 2018-12 の適用を免除する会計方針を選択する事が認められます。会計方針は個々の取引毎に適用可能です。

- 1, 売却または、処分により保険契約の認識を中止している場合、
- 2, 保険会社が認識を中止した保険に関して重要な継続的関与を有していない場合

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2022-06

レファレンスレート(ロンドン銀行間取引金利)リフォーム(トピック 848): 救済ガイダンス利用期間の延長について

トピック 848 のガイダンスの目的である、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)の一時的な移行期間中に救済ガイダンスを提供するために、ロンドン銀行間取引金利の発行が停止される予想に基づいて、FASB はトピック 848 に終了規定を盛り込んでいました。2021 年に、英国金融行為監視機構(FCA)が、USD LIBOR の一部の期間の予定された停止日を 2023 年 6 月 30 日まで延期したことを受けて、当該会計基準アップデートは、トピック 848 の参照レートリフォームの救済ガイダンスを利用できる期間を延長しました。

トピック 848 の救済ガイダンスが多数の修正が行われる可能性のある期間をカバーするために、この会計基準アップデートはトピック 848 の終了日を 2022 年 12 月 31 日から 2024 年 12 月 31 日まで延期し、その後は企業はトピック 848 の救済ガイダンスを適用することはできなくなります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2021 年公表 ASU

ASU 2021-01

金利指標改革 (トピック 848) 範囲

LIBOR に代表される既存の金利指標の公表停止の懸念から金利指標改革が進められています。特定の金利指標の公表停止による影響から生じる会計処理の負担を軽減するため、時限性かつ任意適用の会計選択が ASU 2020-04 により認められましたが、当該会計基準アップデートにより軽減措置が停止しない金利指標を適用している取引にも認められるようになりました。

適用時期は ASU 2020-04 同様、2020 年 3 月 12 日が含まれる事業年度以降 2022 年 12 月 31 日までの期間に限定されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2021-02

フランチャイズ 顧客との契約から生じる収益 (サブトピック 952-606) :

当該会計基準アップデートにより、特定のフランチャイズ企業の履行義務の識別に関し、簡便法の適用が認められるようになりました。新収益認識基準 (トピック 606) 導入以前は、フランチャイズ企業産業別会計基準 (トピック 952) の適用により、初期加盟料は開業時に一括で認識されることが一般的でした。新収益認識基準の導入により、開業前に受け取る初期加盟料のうち、開業前サービス料とライセンス料としてそれぞれ個別の履行義務として識別すべき部分の有無およびそれぞれの収益認識金額とタイミングの算定が求められますが、多くの非公開企業で開業前サービス料を個別の履行義務として識別することが複雑だったため、結果的に個別の履行義務を識別しなかった実態を懸念し、ASC 606-952-25-2 に代表的な開業前サービスのリストを含めることで容易に個別の履行義務として識別できる簡便法が認められ、また複数の開業前サービスをまとめて単一の履行義務として識別する方法も認められるようになりました。

ASU 2020-05 により、まだトピック 606 を適用していない企業においては ASU 2020-05 の適用に応じて当該アップデートの適用が求められ、2019 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度 (期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度) となります。また、すでにトピック 606 を適用している企業においては 2020 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度 (期中報告も同じ) から適用になり、トピック 606 の適用時まで遡っての適用が求められます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2021-03

無形資産 - のれん及其他 (トピック 350)

減損の兆候を評価する代替的な会計処理

現行の会計基準では減損の兆候の有無は会計年度を通じて評価し、減損の兆候を誘発した事象 (Triggering Event) が起こった時点を基準に減損テストを行うことが求められます。特に COVID-19 の影響を受け状況が変わり続ける現状においては、どの事象をもって減損の兆候があったと判断するかが難しくなるなど企業への負担が発生しています。企業の負担を軽減するため、非公開企業および非営利団体に対しては、報告年度の通年ではなく年度末報告の期末 (もしくは四半期報告毎の期末) 時点における減損兆候有無の評価が認められるようになりました。

当該会計基準アップデートは 2019 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度から適用されます。また 2021 年 3 月 30 日時点で公表されていない財務諸表については早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2021-04

一株当たり利益 (トピック 260)、借入金 - 変更および消滅 (サブトピック 470-50)、報酬 - 株式による報酬 (トピック 718)、デリバティブ及びヘッジ - 企業自身の資本の契約 (サブトピック 815-40) 自立型資本に分類されるコール・オプションの変更又は交換に関する発行者の会計処理

米国財務会計審議会は、条件の変更または交換後も引き続き資本に分類される新株予約権 (ワラント) などの自立型 (Freestanding) 売建コール・オプション契約の会計処理のガイダンスを公表しました。従来の会計基準では明確なガイダンスが存在せず、同様の条件変更又は交換においても企業間で統一した処理が存在せず、多様な会計処理が行われていましたが、当該会計基準アップデートにより、発行者による会計処理の認識及び測定方法が明確になりました。

適用時期は 2021 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度 (期中報告も同じ) となります。早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2021-05

リース(トピック 842): 貸手 - 変動リース料

トピック 842 では貸手に、リース取引が所有権移転ファイナンスリースとなるか所有権移転外ファイナンスリースまたはオペレーティングリースとなるか判断することを求めています。インデックス指標などによらない変動リース料について見積りでの計算をリース料受取額に含めてることを認めていません。インデックス指標などによらない変動リース料の見積りでの計算をリース料受取額に含めることを認めない結果、本来利益が見込まれる取引でも損失計上されることが想定され、財務諸表が企業の財務時の状況、営業成績を適切に表示しない可能性が示されました。当該会計基準アップデートにより、842-10-25-3A が ASC842 に追加され、インデックス指標などによらない変動リース料を受け取るファイナンスリースに区分されるリースについて、リース実行日に損失が見込まれる場合にオペレーティングリースとして処理することが認められるようになりました。

非公開企業については、2022 年 12 月 15 日以降の開始事業年度(期中報告においても同様)より適用されます。適用日から将来にわたっての適用となります。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2021-06

Accounting Standards Codification の改正

当該会計基準アップデートにより、No. 33-10786 (Amendments to Financial Disclosures about Acquired and Disposed Businesses) 及び No. 33-10835 (Update of Statistical Disclosures for Bank and Savings and Loan Registrants) における一部文章や表現の変更が行われました。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2021-07

報酬 - 株式報酬(トピック 718): 資本に分類される株式に基づく報酬に係る基礎となる株式の現在価値の決定

当該会計基準アップデートにより、非公開企業は、発行された株式報酬について、合理的な評価方法を適用して、現在の価格を決定することができます。この評価方法は税務における U.S. Department of the Treasury の U.S. Internal Revenue Code Section 409A で定められた評価方法と同様になります。適用時期は 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用されます。また早期適用も認められます。適用日から将来にわたっての適用となります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2021-08

企業結合(トピック 805)：顧客との契約から生じる収益にかかる、契約資産および、契約負債の会計処理

当該会計基準アップデートでは、企業結合の際に取得企業が被取得企業の顧客との契約から生じる収益にかかる、契約資産および契約負債について認識および測定することが求められています。被取得企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(GAAP)を適用しているか不明な状況や、被取得企業が、顧客との契約から生じる収益の基準(トピック 606)を適切に適用しているか、適用していてもエラーが見つかる場合があることに鑑み、取得企業が取得日に契約資産および契約負債がトピック 606 に基づいて計上されているか確認する必要があります。また、当該会計基準アップデートは、その他収益 - 非金融資産消滅による損益(サブトピック 610-20)に規定される非金融資産の売却による契約資産および契約負債についても触れています。

非公開企業については、2023 年 12 月 15 日以降の開始事業年度(期中報告においても同様)より適用されます。適用日から将来にわたっての適用となります。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2021-09

非公開企業におけるリース会計で使用される割引率について

トピック 842 は現在、非公開企業におけるリース会計の実用的な特例を定めております。この特例により、非公開企業はリース算定の際にリスクフリーレートを割引率として利用する会計方針を選択することができます。FASB は当初、この実用的な特例を定めることにより、リース算定時における借手の追加借入金利を計算する手間や複雑さから解放されることを目指していました。

一部の非公開企業の利害関係者はリスクフリーレートが借入金利と比較して低いことを指摘しており、リスクフリーレートを選択することにより企業のリース資産と負債を増加させる可能性があると述べています。

これらの懸念に対処するため、当該会計基準のアップデートでは、非公開企業におけるリース算定の際にリスクフリーレートの選択を企業全体ではなく、資産のクラスごとに行うことを認めています。

また、個々のリースにおいてリース契約に内在する金利が容易に特定できる場合は、リスクフリーレートまたは借手の追加借入金利ではなく、リース契約に内在する金利を使用する必要があります。これは、リスクフリーレートを選択した、または選択しないに関わらず適用されます。

当該会計基準の改定はすでにリース会計を適用している非公開企業において 2021 年 12 月 15 日以降に開始される事業年度より適用されます。期中報告においては 2022 年 12 月 15 日以降の開始事業年度から適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2021-10

政府からの支援(トピック 832)： 政府からの支援に関する開示

現行の会計基準では不明瞭だった政府からの支援について、認識、測定、開示の方法が、当該会計基準アップデートにより明確化されました。政府からの支援について、注記での開示が求められることで、財務諸表の透明性および比較可能性の向上が図られました。政府からの支援にかかる取引について、当該取引の内容、会計方針、貸借対照表および損益計算書上の会計科目、重要な条件の開示が年度決算報告で必要になりました。

適用時期は 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用されます。また早期適用も認められます。適用日から将来にわたっての適用か遡及適用か選択できます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2020 年公表 ASU

ASU 2020-01

投資-持分証券（トピック 321）、投資-持分法およびジョイントベンチャー（トピック 323）、およびデリバティブとヘッジ会計（トピック 815） — 基準の関係性の明確化

トピック 321 において容易に決定できる公正価値が存在しない特定の持分証券に対し減損損失認識後の原価で測定すること、また同一もしくは類似した持分証券に対して観察可能な価格変動が識別された場合には公正価値の変動として測定・認識することが認められます（代替的測定）。

当該会計基準アップデートにより、トピック 321 に含まれる持分証券の代替的測定と持分法およびジョイントベンチャー（トピック 323）並びにデリバティブとヘッジ会計（トピック 815）との基準の関係性を明確にしています。

非公開企業については、2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においても同様）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2020-02

金融商品-信用損失（トピック 326）とリース（トピック 842）

SEC スタッフ会計公告（Staff Accounting Bulletin）第 119 号に基づく修正と ASU 2016-02 リース（トピック 842）に関連する適用日の SEC セクションへの更新

当該会計基準アップデートにより、信用損失に関連する SEC スタッフ会計公告（Staff Accounting Bulletin）第 119 号の公表に基づく SEC パラグラフの改訂、およびリース（トピック 842）に関連する適用日の更新を SEC セクションに反映しました。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2020-03

金融商品に関する Accounting Standards Codification（ASC）の改善

FASB は継続的に ASC の改善・改訂を進めています。当該会計基準アップデートには金融商品に関連する 7 項目の改善・明確化が含まれますが、現在の会計実務に著しく影響が生じるものではありません。今回の会計基準アップデートにより、例えば公正価値オプションの開示が非公開企業にも求められることが明確になりました。また ASU 2016-13「金融商品-信用損失（トピック 326）」に定められる会計ガイダンスがリース（トピック 842）や譲渡およびサービス - 金融資産の売却（サブトピック 860-20）に対しても適用されることが明確になりました。

適用時期は当該会計アップデートに含まれる項目のそれぞれにおいて異なり、即時適用されるものも含まれます。なお、ASU 2016-13 に関連する事項に関しては ASU 2016-13 と同じ適用時期となり、非公開企業については 2022 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2020-04

金利指標改革（トピック 848）

財務報告における金利指標改革の効果の促進

LIBOR に代表される既存の金利指標の公表停止の懸念から、金利指標改革が進められています。当該会計基準アップデートにより、金利指標の変更に伴う契約の変更などに起因する財務報告における負荷を軽減するための時限性かつ任意適用による会計選択が認められるようになりました。

適用時期は 2020 年 3 月 12 日（当該会計アップデートの公表日）が含まれる事業年度以降 2022 年 12 月 31 日までの期間に限定されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2020-05

顧客との契約から生じる収益（トピック 606）とリース（トピック 842） 適用時期

コロナウィルス（COVID-19）パンデミックを受けて FASB は顧客との契約から生じる収益（トピック 606）及びリース（トピック 842）の適用時期の延期を認めました。

非公開企業における顧客との契約から生じる収益（トピック 606）の適用は 2018 年 12 月 15 日以降開始する事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）から求められていましたが、当 ASU の公表時に財務諸表を未だ発行していない企業については適用時期の一年間の延期が認められました。延期を選択する場合、適用時期は 2019 年 12 月 15 日以降開始する事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）となります。

また、非公開企業におけるリース（トピック 842）は、2020 年 12 月 15 日以降開始事業年度（期中報告においては 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用となっておりますが、当 ASU により一年間延期されました。従って非公開企業の適用時期は 2021 年 12 月 15 日以降開始する事業年度（期中報告においては 2022 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）となりました。早期適用は引き続き可能です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2020-06

債務-転換およびその他のオプションを伴う債務（サブトピック 470-20）並びにデリバティブ及びヘッジ-自己株式における契約（サブトピック 815-40）：自己株式における転換可能金融商品および契約の会計処理

現行の米国会計基準では負債と資本の特性を備えた転換社債などの転換可能金融商品における会計処理には 5 つの分離モデルが存在し、複雑でありまた多くの過年度修正の要因となっていました。

当該会計基準アップデートにより、分離モデルを限定することで、特定の金融商品においては組み込まれた転換特性を個別に分離しないため、より多くの転換社債商品は単一の負債商品として報告され、またより多くの転換可能な優先株式は、単一の株式商品として報告されます。

引き続き分離モデルの対象となる転換可能金融商品は、（1）ホスト契約と明確かつ密接に関連しておらず、デリバティブの定義を満たし、デリバティブ会計適用の例外の対象とならない転換特性が組み込まれている金融商品、（2）大幅なプレミアムで発行された転換社債で、プレミアムは資本準備金として認識されるもの、となります。

非公開企業については、期中報告を含め、2023 年 12 月 15 日以降の開始事業年度から適用されます。また、2020 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度以降における早期適用も認められません。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2020-07

非営利法人（トピック 958）における贈与された非金融資産の表示及び開示要項

非営利法人における贈与された非金融資産の表示及び開示要項が当該会計基準アップデートにより明確化されました。贈与された非金融資産が活動計算書において現金および金融資産の譲受と区分して表示することとなり、贈与を受けた非金融資産を取引の性質毎に金額、内容、使用する活動を開示することになりました。もし当該資産を使用ではなく収益化する方針がある場合、および当該資産について譲渡者によるなんらかの制限がある場合も開示が求められます。時価による譲受についてはトピック 820 に規定する開示が必要となります。

2021 年 6 月 15 日以降に開始する事業年度（期中報告においては 2022 年 6 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2020-08

債権 - 払戻不要な手数料（Nonrefundable Fee）及びその他の費用（サブトピック 310-20）の改善

FASB は意図しない基準の適用がされないように継続的に ASC の改善・改定を進めています。ASU 2017-08 の公表により、プレミアム付きで購入した償還可能負債性証券のプレミアムの償却期間を最も早い償還可能日に短縮することが定められました。

当該会計基準アップデートにより、償還可能負債性証券に複数の償還可能日が含まれる場合、各報告期間において、帳簿価格が次の償還日における償還価格を超えているかどうかを検討し、超過分は次の償還日まで償却することが明確になりました。

非公開企業については、2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告については 2022 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）から適用されます。2020 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度以降における早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2020-09

債務（トピック 470）： SEC リリース番号 No. 33-10762 に基づく SEC パラグラフの変更

当該会計基準アップデートは、公表された SEC リリース No. 33-10762 を反映するために、ASC に含まれる様々な SEC パラグラフを変更します。SEC リリース No. 33-10762 は 2021 年 1 月 4 日に発効され、2021 年 1 月 4 日以前の適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2020-10

会計基準（ASC）の改善

FASB は継続的に文章の改訂、文言や構成の明確化及び単純化やその他軽微な改善など ASC の改善を進めています。

当該会計基準アップデートにより、とりわけ、財務諸表上あるいは財務諸表の注記のいずれかに特定の情報を開示するオプションが認められ、そのオプションが会計基準のその他の表記事項セクション（セクション 45）にのみ含まれていたものに対し、適切な開示セクション（セクション 50）にすべての開示要件を含めることで整合性を取るよう改善しました。なお、当該アップデートは会計基準自体を変更するものではないため、実務的な影響はないと見込まれます。

非公開企業については、2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告については 2022 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）から適用されます。早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2020-11

金融サービス - 保険（トピック 944）：適用日及び早期適用

コロナウィルスによるパンデミックを受けて、当該会計基準のアップデートは、保険業を営む企業において、ASU 2018-12、保険（トピック 944）：長期保険契約の会計処理に対する限定的な改善（LDTI）、 の適用のために追加的に一年間の猶予を与えるとともに、LDTI の早期適用を容易にするための移行措置を提供し、投資家及び財務諸表利用者への迅速な情報提供を奨励するために公表されました。当該会計基準のアップデートにより、非公開企業において、2024 年 12 月 15 日以後開始する事業年度（期中報告においては 2025 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2019 年公表 ASU

ASU 2019-01

リース（トピック 842）：新リース基準の改訂及び改善

当該会計基準アップデートにより、現行 ASC 840 において製造業及びディーラーではない貸手（一般的には金融機関や金融子会社）に対して例外的に認められている公正価値の測定方法が認められるようになりました。従って、対象企業ではトピック 820 の公正価値のガイダンスに基づく公正価値ではなく、一定の条件を満たせば、値引き等反映後の取得原価を公正価値と測定することが可能となります。

また、トピック 842 において貸手に対しすべての入金をキャッシュフロー計算書の営業活動に分類するガイダンスが存在しますが、預貯金や貸付を行う金融機関などはトピック 942 の例示に従い販売タイプリース及び直接金融リースの支払い料のうち、元本部分を投資活動に含めることになりました。

さらに、トピック 842 導入時の移行に関する開示において、年間報告においては免除される開示項目が期中報告においても同様に免除されることが明確になりました。

非公開企業については 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始）から適用されます。また、トピック 842 と同時に適用することを条件に、早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-02

エンターテインメント - 映画 - その他の資産 - 映画コスト（サブトピック 926-20）とエンターテインメント - 放送者 - 無形資産 - のれん及其他（サブトピック 920-350）

現行のサブトピック 926-20 では製作コストの資産化に関して、映画製作とテレビシリーズ製作では異なる会計処理が要求されていましたが、映像配信事業などの発展によるビジネス環境の変化に合わせ、コンテンツによる当該会計処理の差異が解消されました。

また、サブトピック 920-350 の減損の対象となる映像制作コストやプログラムマテリアルライセンス契約については、映像グループレベルでの減損テストを要求しています。

その他、当該会計基準アップデートには複数の開示項目の追加や会計処理の明確化が含まれています。

非公開企業における適用時期は、2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においても同様）です。また、早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-03

非営利団体（トピック 958）： コレクションの定義のアップデート

当該会計基準のアップデートにより、American Alliance of Museums（米国博物館同盟）が定める倫理規定に示されている「コレクション」の定義の変更に応じて FASB の定義を改訂しました。また、コレクションを保有する事業体はコレクションの販売代金の使用用途方針の開示、また販売代金が直接のケア（Direct Care）に使用される場合にはその直接のケアの定義の開示が求められます。

当該会計基準のアップデートの適用時期は、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。なお、この改訂は将来に向けて適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-04

金融商品—信用損失（トピック 326）、デリバティブ及びヘッジ（トピック 815）、および金融商品（トピック 825）の改善

FASB はこれまでに公表された ASU により、信用損失（ASU 2016-13）、ヘッジ（ASU 2017-12）、金融商品の認識と測定（ASU 2016-01）の会計基準の改訂を行ってきました。当該会計基準アップデートにて、これまでのアップデートに対する改善及び本来の意向に沿わない適用にならないための修正や明確化などを公表しています。

当該会計基準アップデートには、多くの改善又は修正が含まれています。主な内容は下記の通りです：

- 信用損失ガイダンスの適用範囲の明確化し、とりわけ未収金利残高、回収、変動金利および前払金に関連する課題に取り組んでいます。
- ヘッジ会計に関してはとりわけ、部分期間ヘッジ、公正価値ヘッジのベース調整、非営利団体および非公開会社による適用、また移行要件の対処をしています。
- 金融商品の認識と測定に関しては、ガイダンスの適用範囲、ASC 820 による代替再測定を適用する要件、開示要件、また取引日為替レートで評価換算されるべき有価証券を取り上げています。

適用時期は、信用損失およびヘッジ会計に関連するアップデートはそれぞれの ASU の適用時期と同時期となります。金融商品の認識と測定に関しては 2019 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度からの適用となります。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-05

金融商品—信用損失（トピック 326）特定項目の移行救済措置

この改訂により、償却原価で測定されている金融資産について、金融商品ごとに公正価値オプションの指定（サブ・トピック 825-10）を ASU 2016-13 金融商品—信用損失（トピック 326）の新規適用時の救済措置としての選択・適用（取り消し不可）が認められました。なお、同様の移行措置としての公正価値オプション指定は満期保有目的の負債性証券には適用できません。

ASU 2016-13 を既に適用した企業については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度から適用になります。それ以外の企業については ASU 2016-13 と同じ適用時期となり、非公開企業については 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用されます。また、ASU 2016-13 と同時に適用することを条件に、ASU 2019-05 の早期適用も認められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-06

のれん（Goodwill）とその他無形資産（トピック 350）、企業結合（トピック 805）、および非営利団体（トピック 958）

ASU 2014-02 及び ASU 2014-18 により、のれんに対し償却期間 10 年以内の定額法による減価償却処理や、簡素化された減損モデルやのれんと無形資産の識別方法が認められるなどの代替的会計処理が非公開企業に認められるようになりましたが、当該会計基準アップデートにより、非営利団体にも反映されることになりました。

当該基準は、FASB 基準採用の適時に適用となります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-07

SEC 関連規則等に係る各種会計基準のアップデート：SEC が公表した最終規則 No. 33-10532（「開示項目のアップデート・簡素化」）並びに No. 33-10231 および No. 33-10442（ともに「投資会社の財務報告の近代化」）に基づく SEC パラグラフの改訂及び各種アップデート

当該会計基準アップデートは、SEC が公表した最終規則 No. 33-10532（「開示項目のアップデート・簡素化」）並びに No. 33-10231 および No. 33-10442（ともに「投資会社の財務報告の近代化」）に準拠するため、各種会計基準に含まれる SEC 関連のパラグラフを改訂するものです。また、電子版の連邦規則集（Code of Federal Regulations）に適合するための各種アップデートも含まれています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-08

報酬 - 株式報酬（トピック 718）及び顧客から発生する収益（トピック 606）：顧客への株式報酬の支払いに関する会計処理の最終指針の公表

ASU 2018-07 の公表により、販売およびサービスの提供に関連して顧客へ与えられる株式報酬の支払いはトピック 606 における取引価格からの減額として処理されることが明確になりましたが、その金額の測定方法は明確になっていませんでした。

当該会計基準アップデートにより、報酬-株式報酬（トピック 718）のガイダンスを適用することにより株式報酬の付与日における公正価値を測定すること、および資本及び負債に分類することが明確になりました。

当該会計基準のアップデートは、ASU 2018-07 を適用していない非公開企業では、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度、尚、期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度からの適用となります。

ASU 2018-07 を既に適用した企業については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度及び同一年度での期中報告の適用となります。

今回の改訂により ASU 2019-08 を早期適用することができますが、ASU 2018-07 が既に適用されていることが前提となります。

また、ASU 2019-08 と ASU 2018-07 の適用を同一事業年度に適用する場合は、当該適用開始事業年度の繰越剰余金の期首残高により調整します。

尚、ASU 2018-07 適用後の事業年度に ASU 2019-08 適用する場合は、ASU 2018-07 が適用された事業年度又は ASU 2019-08 を適用したいずれかの事業年度を選択し、その繰越剰余金の期首残高への調整となります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-09

金融サービス - 保険（トピック 944）

当該会計基準アップデートにより、ASU 2018-12 保険（トピック 944）、長期保険契約の会計処理に対する限定的な改善の適用日が延期されることになりました。ASU 2018-12 の公表時は非公開企業において 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2022 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用でしたが、今回のアップデートにより 2023 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2024 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用と延期されました。早期適用は認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-10

金融商品 - 信用損失（トピック 326）及び、デリバティブ及びヘッジ取引（トピック 815）、並びにリース（トピック 842）に関する適用時期

当会計基準のアップデートにおいて以下の主要な ASU の適用時期について変更されました。早期適用については引き続き認められています。

- ASU 2016-13 金融商品- 信用損失（トピック 326）：金融商品における信用損失の測定
- ASU 2017-12 デリバティブ及びヘッジ取引（トピック 815）
- ASU 2016-02 リース（トピック 842）

非公開企業は ASU 2016-13 について 2022 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度の期首より、ASU 2017-12 及び ASU 2016-02 について 2020 年 12 月 15 日以降に開始する事業年度の期首又は 2021 年 12 月 15 日以降に開始する期中報告より適用となります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-11

金融商品—信用損失（トピック 326）の改善

FASB は ASU 2016-13「金融商品—信用損失（トピック 326）：金融商品の信用損失の測定」の適用において提起された問題に対処する会計基準アップデートを公表しました。

様々な改善が含まれていますが、中でも、予想回収に関する会計処理が明確になりました。予想回収とは、償却原価で測定される金融資産の全額もしくは一部に直接償却が認識された後、償却額もしくはその一部が回収されると判断される状況を指します。当該会計基準アップデートにより予想回収に関するガイダンスが、信用状態が悪化した状態で購入された金融資産に対しても適用されることが明確になり、その会計手法が例示を踏まえて説明されています。

ASU 2016-13 を既に適用した企業については 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度から適用になります。それ以外の企業については ASU 2016-13 と同じ適用時期となり、非公開企業については 2022 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用されます。また、ASU 2016-13 と同時に適用することを条件に、ASU 2019-11 の早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2019-12

法人税（トピック 740）法人所得税の会計処理の簡素化

当該会計基準アップデートにより、法人所得税の会計処理（トピック 740）における特定の例外事項が削除されるなど簡素化が行われました。また今回のアップデートにより、トピック 740 におけるその他現行の基準の明確化および修正などによる改善が行われました。

非公開企業においては、2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用になります。また、早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2018 年公表 ASU

ASU 2018-01

リース（トピック 842）：地役権（Land Easement）の新リース基準への移行に関する簡便法

当該会計基準アップデートによる改訂は、新規又は更新された地役権が新リース基準の適用範囲であることを明確にし、現在旧基準（トピック 840）に基づいて会計処理されていない地役権について、あらためて基準対象であるかを検討する必要がない旨を規程しています。

非公開企業における適用時期については、2016-02（トピック 842）と同様に 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-02

包括利益（トピック 220）：税効果のその他包括利益累計額から利益剰余金への振替え

当該会計基準アップデートによる改訂は、米国税制改正（Tax Cuts and Jobs Act）による税率変更（連邦税一律 21%）に伴う税効果変動額をその他包括利益累計額から利益剰余金へ振り替える選択肢を企業に与えるものです。現行基準（トピック 740）においては、その他包括利益累計額に反映されている税効果の税率変更に伴う変動額を当期純利益に反映するのみであり、その他包括利益累計額への影響はありません。企業は当該基準改訂の適用有無、および適用における影響額を開示することが求められます。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-03

金融商品（サブトピック 825-10）：金融商品の認識（Recognition）、測定（Measurement）及び開示等（Presentation & Disclosure）に関する技術的修正及び改善

当該会計基準アップデートによる改訂は、ASU 2016-01 金融商品に関するガイダンスを明確化したものであり、持分証券（Equity securities）を含めむ 6 項目（持分証券、為替予約、購入及び公正価値オプションなど）についての改善を示しています。

非公開企業における適用時期については、ASU 2016-01 と同様に 2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-04

投資－負債証券（トピック 320）：SEC スタッフガイダンスによる改訂

当該会計基準アップデートによる改訂は、従来の SEC スタッフガイダンス (Topic 5. M) に記載されている公共事業持分会社における “持分証券に対する投資の一時的な減損以外及び特別な貸借対照表の要件” (Other than temporary impairment of certain investments in equity securities and special balance sheet requirements) に関する規程を削除及び代替するものです。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-05

税金（トピック 740）：SEC スタッフガイダンス No. 118 に従った改訂

当該会計基準アップデートによる改訂は、米国税制改正 (Tax Cuts and Jobs Act) による SEC ガイダンスの項目を基準に追加したものです。主な項目は、税制改正が完全に適用される以前に財務諸表を発行した場合、および測定期間アプローチにおける開示に関する取扱いです。

当該基準は、FASB 基準採用の適時に適用となります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-06

金融サービス（トピック 942）：預託金及び貸付金に関する改善

当該基準のアップデートは、商業銀行の規制を定め監督・検査を行う連邦通貨監督局 (Office of Comptroller of Currency) が 1985 年に公表した Banking Circular 202 — 繰延税金の会計処理を削除するものです。なお、当該会計基準アップデートによる現行会計基準への影響はありません。

当該基準は、FASB 基準採用の適時に適用となります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-07

株式報酬（トピック 718）：従業員以外に与えられる株式報酬（Stock Compensation）に関する会計処理の改善

当該会計基準アップデートによる改訂は、現行サブトピック 505-50 に準じている非従業員に与えられた株式報酬に関する会計処理について、トピック 718 の対象とし、従業員への株式報酬のみ対象としていた当該トピックの範囲拡大及び整合性を図ったものです。

非公開企業における適用時期については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-08

非営利法人（トピック 958）：寄付金（Contribution）の受領及び拠出に関する会計処理及び範囲の明確化

当該会計基準アップデートによる改訂は、受領又は拠出した現金及び資産に関する会計指針及び範囲を明確かつ改善することを示したものであり、資産の譲渡、又は負債の消滅並びに精算などが寄付取引であるか又は交換取引であるかを判断する指針を示しています。また、寄付が提供者による条件付きであるか否かに判断するための要件も明確にし、寄付金収入と費用認識のタイミングに関する論点への対応も図られています。当該基準のアップデートは政府から企業への資産譲渡には適用されません。

非公開企業における適用時期については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-09

現行における各種会計基準の改訂及び改善又はガイダンスの明確化

当該会計基準アップデートによる改訂は、サブトピック 220：包括利益の報告、サブトピック 470-50：債務の修正と消滅、サブトピック 480：負債と資本の区分、サブトピック 718：株式報酬及び 805：企業結合に係る税金、サブトピック 815：デリバティブとヘッジ、およびサブトピック 820：公正価値測定などに関する規程の改善を図るものです。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-10

リース（トピック 842）：新リース基準の改訂及び改善

当該会計基準アップデートによる改訂は、ASU 2016-02 リース基準に規程されている残存保証価値、利率、リース期間、購入オプション、または現行 ASC 840 におけるキャピタルリース及び直接金融リース並びに販売タイプリースの変更指針など、各項目に関する詳細を明確に示すものです。

非公開企業における適用時期については、2016-02（トピック 842）と同様に 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-11

リース（トピック 842）：新リース基準の改訂及び改善

当該会計基準アップデートにより、新リース基準（トピック 842）の適用時における移行措置の新たな選択肢が追加されました。新たな移行措置を選択適用した場合、累積的影響額（Cumulative-effect adjustment）が適用時の期首剰余金に反映されることとなります。また、現行の新リース基準において非リース要素が含まれる場合、借手側にはリース要素と非リース要素をまとめて一つのリースとして処理する実務的な簡便法が認められますが、一定の条件を満たした場合に同様の簡便法が貸手側にも認められるようになりました。

非公開企業については 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）から適用されるトピック 842 の適用時期に準じて適用されます。また、トピック 842 を早期適用している企業については当該 ASU を直ちに適用することが要求されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-12

保険（トピック 944）：長期保険契約の会計処理に対する限定的な改善

当該会計基準アップデートは長期保険契約を保有する保険会社に適用され、長期保険契約の認識、測定、表示及び開示要項が下記の通り改善されました。

1. 現行の会計基準では当初に見積もられた前提条件の変更はされませんでした。前提条件は少なくとも毎年再検討され、前提条件の変更により生じた負債の増減はその起因に基づき純利益もしくはその他包括利益に計上されることとなります。
2. 現行の会計基準では市場リスクを伴う給付 (Market Risk Benefit) に対するアカウントバランスの測定には二通りの方法が認められましたが、公正価値で測定されることに一本化されることとなります。
3. 現行の会計基準では繰延新契約費 (Deferred Acquisition Cost) に対する償却は複数の方法が認められ、かつ複雑な要素を含んでいましたが、簡素化されました。
4. 現行の会計基準では限定的だった開示要項が補完されました。

非公開企業については 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度 (期中報告においては 2022 年 12 月 15 日以降の開始事業年度) より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-13

公正価値測定（トピック 820）開示フレームワーク - 公正価値測定に関する開示規定の改訂

財務諸表に含まれる注記での開示の有効性の向上を目的とした開示枠組みプロジェクトの一環として、当該会計基準アップデートにおいて公正価値測定（トピック 820）に関連する開示規定の改訂を公表し、従来の規定における複数の開示義務項目が除外、修正、または追加されました。

非公開企業については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度 (期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度) より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-14

確定給付型退職制度（サブトピック 715-20）開示フレームワーク - 開示義務の変更

財務諸表に含まれる注記での開示の有効性の向上を目的とした開示枠組みプロジェクトの一環として、当該会計基準アップデートにおいて FASB は確定給付型退職制度に関連する開示規定の改訂を公表し、従来の規定から複数の開示義務項目が除外、追加、または明確化されました。

非公開企業については 2021 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用され、早期適用も認められます。

ASU 2018-15

無形資産-のれんおよびその他の社内利用ソフトウェア（サブトピック 350-40）：サービス契約であるクラウドコンピューティング契約で発生する導入コストに関する顧客の会計処理の明確化

当該会計基準アップデートにおいて、サービス契約であるホスティング（クラウド）契約で発生する導入コストを ASC 350-40 のガイダンスに従い資産化するか、または費用化するかを明確にしています。また、資産化された導入コストはホスティング契約期間にわたって償却されます。

非公開企業については、2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

ASU 2018-16

デリバティブとヘッジ（トピック 815）：担保付翌日物資金調達金利（SOFR: Secured Overnight Financing rate）を基礎とする翌日物金利スワップ（OIS: Overnight Index Swap）レートをヘッジ会計におけるベンチマーク金利としての認定

当該会計基準アップデートでは、昨今の LIBOR の継続性の疑義に対応するために、従来から認められている米国債金利（UST）、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR Swap Rate）、フェデラル・ファンド金利を基礎とする翌日物金利スワップ（OIS rate based on the Fed Funds Effective Rate）、また ASU 2017-02 により認められた証券産業及び金融市場協会市民スワップインデックス（SIFMA）に加えて、担保付翌日物資金調達金利を基礎とする翌日物金利スワップレート（OIS rate based on SOFR）がヘッジ会計におけるベンチマーク金利として追加されました。

ASU 2017-12 をすでに適用した非公開企業については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においても同開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

ASU 2018-17

企業連結（トピック 810）： 変動持分事業体に関する関連当事者のガイダンスの限定的な改善

以前の ASU 2014-07 により、非公開企業に対し共通支配下にあるリース賃貸人に対しては変動持分事業体ガイダンスを適用しない代替処理が認められていましたが、当該会計基準アップデートにより、一定の条件に基づき代替処理が認められる範囲がリース賃貸に限らない共通支配関係にある関連当事者に拡張されました。

また、意思決定者への報酬を変動持分であるかを決定する際、共通支配下にある関連当事者を通じて保有する間接持分を比例ベースで検討することが義務付けられました。

非公開企業については、2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-18

共同契約（トピック 808）： トピック 808 とトピック 606 の関連性の明確化

トピック 808 において共同契約の定義及び対象取引に関する損益計算書の表示、区分、開示などのガイダンスが示されています。当該会計基準アップデートでは、トピック 808 の対象となる共同契約に関して、トピック 606「顧客との契約から生じる収益」が適用される場合の条件及び関連性が明確化されました。

非公開企業については、2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。また、当該 ASU はトピック 606 の適用日まで遡及適用することが求められるなど、適用時期について留意が必要となります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-19

金融商品-信用損失（トピック 326）： ASC の改訂

非公開企業において ASU 2016-13 で示された信用損失の測定（Measurement of Credit Losses）の適用時期は 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度とされていましたが、当該会計基準アップデートにより、2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度となりました。期中報告への適用時期は変更なく、2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度となっています。

また、オペレーティングリースから生じる債権に対する信用損失の処理はサブトピック 326-20 ではなく、リース会計基準となるトピック 842 に準じて会計処理することが明確になりました。

非公開企業における適用時期は、2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においても同様）です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2018-20

リース（トピック 842）：貸手のための部分的改訂

当該会計基準アップデートにより、貸手が借手から受け取る売上税または類似税と当局へのその支払いが、リース原資産を保有する貸手にとっての主たる義務（Primary Obligation）なのかまたは第三者のために代理回収をしたかどうかの判断をせずに、借手の費用として処理する会計選択が認められるようになりました。当該会計選択を採用した貸手は追加の開示が求められます。

また、借手が貸手のために直接第三者に支払うコストに関しては、変動リース料、すなわちリース収益から除外されることが義務付けられます。一方で借手が貸手に弁済したコストに関しては、変動リース料に含め、貸手はリース収益として処理することが明確になりました。

さらに、リース要素と非リース要素を含むリース契約における変動リース料の認識に関連して、変動リースの基礎となる事実や状況に変化があった場合、リース要素と非リース要素に配分してリース要素に配分される部分はトピック 842 に従い、非リース要素に配分された部分はトピック 606 等その他のガイダンスに従い認識されることになりました。

トピック 842 を適用していない非公開企業における適用時期はトピック 842 と同時期、すなわち 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度となります。トピック 842 を早期適用している非公開企業についてはトピック 842 の適用時期、すなわち 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度、または当該アップデートが公表された報告期間（2018 年 12 月期など）もしくは公表された後に始まる最初の報告期間（2019 年 1 月 1 日から始まる報告期間など）の選択が設けられています。また、遡及適用もしくは将来に向けての適用が可能であり、既存および新規のすべてのリースに適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2017 年公表 ASU

ASU 2017-01

企業結合 (Business Combinations トピック 805) : ビジネス定義 (Business Definition) の明確化

当該会計基準アップデートによる改訂は、企業買収、または事業譲渡など企業結合等に関連する全ての企業に対して、現行の会計処理におけるビジネスの定義を明確にすることを目的としています。買収 (Acquisitions)、処分 (Disposals)、のれん (Goodwill)、または連結 (Consolidation) などに関する取引が、企業結合等として取り扱われるべきか、または資産取引として会計処理されるべきかについての判断基準を定義しています。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度 (期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度) より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU-2017-03

会計上の変更 (Changes) 及び誤謬の修正 (Error Corrections) (トピック 250) 及び投資一持分法とジョイントベンチャー (トピック 323) : 2016 年 9 月 22 日及び 2016 年 11 月 17 日の新会計問題審議会 (EITF) 会議に基づく SEC パラグラフの改訂

当該会計基準アップデートによる改訂は、「SEC スタッフ発表 : 最近公表された会計基準が将来に適用された場合における、登録企業の財務書類に与える影響に関する開示」を含む SEC パラグラフ 250-10-S99-6 を追加するものです。当該発表は、ASU 2014-09 顧客との契約から生じる収益 (トピック 606)、ASU 2016-02 リース (トピック 842) 及び ASU 2016-13 金融商品一信用損失 (トピック 326) : 金融商品における信用損失の測定に適用されます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-04

無形固定資産—のれん（Goodwill トピック 350）：のれん減損テストの簡素化

現行の会計基準では 2 Step Approach（ステップ 1：潜在的な減損の認識及びステップ 2：減損の測定）と呼ばれる 2 段階の計算方法を通じて減損の金額が算定されますが、当該会計基準アップデートによる改訂においてステップ 2 が削除されます。当該ステップ 2 削除により、ステップ 1 のみによる減損金額の算定、すなわち報告単位（Reporting Unit）においてのれんを含む帳簿価額が公正価値を超過する部分において減損金額として認識されることが要求されます。ただし、当該金額は報告単位に配分されたのれんの帳簿価額を上限とされます。また、帳簿価額がゼロ又はマイナスの報告単位に案分されたのれんの金額について開示が要求されます。

非営利法人を含む非公開企業については、2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-05

その他収益—非金融資産の認識中止から生じる損益（サブトピック 610-20）：資産の認識中止（Derecognition）ガイダンスの適用範囲及び非金融資産の一部売却に関する会計処理の明確化

当該会計基準アップデートによる改訂は、金融資産が実質的に非金融資産の定義を満たす場合、サブトピック 610-20（非金融資産の認識の中止から発生するその他収益）の適用範囲内であることを明確にするものです。また当該改訂において、従来のガイダンスでは明確に定義されていなかった「実質的な非金融資産（In Substance Nonfinancial Asset）」も明確化されました。

非公開企業における適用時期については、トピック 606 と同様に 2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-06

確定給付型年金制度（Defined Benefit Pension トピック 960）；確定拠出年金制度（Defined Contribution Pension トピック 962）；保健福祉給付制度（トピック 965）；従業員給付制度マスタートラストの開示

現行の開示項目では、従業員給付制度（Employee Benefit Plan）が保有するマスタートラストへの投資持分に関する情報が限定的で不十分であるという指摘に対応し、改善された開示義務が加えられました。

当該改訂は、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度に適用されます。また、早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-07

給与一退職給付（トピック 715）：期間年金費用及び期間退職後給付費用の表示の改善

当該会計基準アップデートによる改訂は、雇用主による期間給付費用（Net Benefit Cost）の勤務費用要素（Service Cost Component）を従業員報酬費用と同じ損益計算書の項目に表示することを要求しています。その他の純額期間給付費用については、勤務費用と区分し営業外損益として表示されます。当該改訂では、勤務費用に限り資産計上が認められています。

非公開企業については、2018年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においては2019年12月15日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-08

債権一払戻不要な手数料（Nonrefundable Fees）及びその他の費用（サブトピック 310-20）：購入した償還可能負債性証券（Callable Debt Securities）に係るプレミアム部分の償却

当該会計基準アップデートによる改訂は、プレミアム付きで購入した償還可能負債性証券のプレミアムの償却期間を最も早い償還可能日に短縮するものです。ディスカウントで購入した償還可能負債性証券についての会計処理には変更はありません。

非公開企業については、2019年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においては2020年12月15日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-10

サービス譲与契約（Service Concession Arrangements）（トピック 853）：オペレーションサービス提供をする顧客の決定

サービス譲与契約とは、政府などが道路、エネルギー供給、病院など公共サービスの供給を民間へ委託する契約です。

当該会計基準アップデートによる改訂は、サービス譲与契約の譲与者（Grantor；政府）が当該トピック 853 の適用内におけるサービス譲与契約のすべてのケースにおいて顧客であることを明確にしています。例えば、有料道路のサービス譲与契約においては、通行料（Toll）を支払うドライバーではなく譲与者がオペレーションサービスの顧客となります。

非公開企業については、2018年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においては2019年12月15日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-11

一株当たり利益 (Earnings per share) (トピック 260) ; 負債と資本の区別 (トピック 480) ; デリバティブ及びヘッジ (トピック 815) : (第 1 部) ダウンラウンド条項 (Down Round Features 時価総額よりも低い評価額での増資) における特定金融商品の会計処理 (第 2 部) 非公開企業の強制償還可能金融商品 (Mandatorily Redeemable Financial Instruments) および償還可能非支配株主持分 (Redeemable Noncontrolling Interests) に対する無期限の延期の適用除外 (Scope exception)

当該会計基準のアップデートによる改訂は、一定の金融商品を負債あるいは資本のいずれかに分類することに対する FASB のガイダンスに限定的な変更を行っており、負債の資本からの区分についての ASC480 におけるガイダンスの読み易さを改善することを意図しています。

非公開企業については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度 (期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度) より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-12

デリバティブ及びヘッジ (トピック 815) : ヘッジ活動 (アクティビティ) における会計処理の改善

当該会計基準アップデートによる改訂は、事業体のヘッジに関する財務報告とリスク管理活動の整合性を高め、財務諸表利用者へ提供される情報の透明性をさらに高めることを目的としています。また、ヘッジ会計の適用を容易にするため、管理の負担であるヘッジの文書化及びヘッジ有効性の評価を簡素化することが焦点におかれています。

非公開企業については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度 (期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度) より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-13

収益認識 (トピック 605) 、顧客との契約から生じる収益 (トピック 606) 及びリース (トピック 840 及び 842) : 2017 年 7 月 20 日の EITF 会議に基づく SEC パラグラフの改訂、および以前の SEC スタッフ発表及びコメントの取消し

当該会計基準アップデートによる改訂は、公共事業体の定義を満たさない公共事業体など特定の会社に対する ASU 2014-09 (顧客との契約から生じる収益) 及び ASU 2016-02 (リース) の早期適用日オプションを修正するものです。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-14

損益計算書—包括利益（トピック 220）、収益認識（トピック 605）及び顧客との契約から生じる収益（トピック 606）

当該会計基準アップデートによる改訂は、SEC スタッフ会計公告（Staff Accounting Bulletin）第 116 号及び SEC 解釈指針（Interpretive Release）No. 33-10403 に従って、SEC のパラグラフを修正し、既存の指針をトピック 606 に適合させることを目的としています。

SAB 116 は、トピック 606 の適用及び修正に準拠するため発行されたものです。また、SEC No. 33-10403 は、小児ワクチン備蓄のための連邦政府へのワクチン及びバイオテロ対策の収益認識に関する 2005 年ガイダンスを更新する目的で公表されました。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2017-15

米国船舶会社に関するトピック 995 の削除

トピック 995 は 1992 年 12 月 15 日以前に船舶会社に義務付けられた法定準備金に対する繰延税金の取り扱いについて規程していますが、当該繰延税金の取扱いは 25 年間の時限立法となっているため、2018 年 12 月 15 日をもって当該トピックは廃止されます。

2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（通期、および期中報告を含む）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2016 年公表 ASU

ASU 2016-01

金融商品－全体（サブトピック 825-10）：金融商品の認識（Recognition）及び測定（Measurement）

当該会計基準アップデートによる改訂は、金融商品の認識、測定、表示及び開示に関する従来の規程を改善することを目的とし、株式投資（Equity Investment）は公正価値で測定され（持分法を適用している投資を除く）、当該公正価値の変動は当期純利益として認識される必要があります。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また一部の改訂の早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-02

リース（トピック 842）：リース資産及びリース債務の認識及び計上の義務化

当該会計基準アップデートによる改訂は、リース取引に関する借手及び貸手におけるリース資産及び債務の認識などを明確にするものであり、財務諸表のユーザーに有用な情報を報告するための原則を確立することにあります。オペレーティングリースの借手については、リース資産及びリース債務を認識及び計上することが必要となります。

非公開企業については、2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-03

無形固定資産－のれん（Goodwill）とその他無形固定資産（トピック 350）；企業結合（トピック 805）；連結（トピック 810）；デリバティブとヘッジ（トピック 815）：適用時期の廃止と移行ガイドライン

当該会計基準アップデートによる改訂は、全ての非公開企業に対して、ASU 2014-02（のれんとその他無形固定資産：トピック 350）、2014-03（デリバティブとヘッジ：トピック 815）、2014-07（連結：トピック 810）及び 2014-18（企業結合：トピック 805）における適用時期の廃止及び移行に関する経過措置などを示したものです。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-04

負債－負債の消滅（サブトピック 405-20）：商品券等（Certain Prepaid Stored-Value Products）に関する権利失効（Extinguishment of Liabilities）の認識

会社が発行する商品券等（ギフトカード、トラベラーズチェックなど）は、販売時に負債として認識されます。また当該商品券等の全部又は一部が一定期間未使用の場合、残額については権利失効としてみなされます。サブトピック 405-20 において金融負債及び非金融負債の消滅に関するガイダンスが規程されていますが、トピック 606（新収益認識基準）においては金融負債の権利失効に関する明確な規程がなく、両者の整合性を図るため、当該会計基準のアップデートによる改訂が行われました。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-08

顧客との契約から生じる収益（トピック 606）：本人（Principal）か代理人（Agent）かの解釈ガイダンス（収益を総額計上すべきか又は純額計上すべきか）

当該会計基準アップデートによる改訂は、新基準において本人か代理人かの解釈ガイダンス及び事例に関するガイドラインを明確にすることを目的としています。また当該アップデートは、IASB と FASB の収益認識に関する共同移行リソースグループ（TRG）及びその他利害関係者の意見を基に改善することを目標としており、かつ、基準適用の複雑性及びコストの軽減、実務における多様性の軽減を改善を考慮しています。ただし、トピック 606 の基本原則（収益認識のための 5 つのステップ）に変更はありません。

非公開企業における適用時期については、2015-14（トピック 606）と同様に 2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-10

顧客との契約から生じる収益（トピック 606）：履行義務（Performance Obligation）とライセンスの認識

当該会計基準のアップデートによる改訂は、新収益認識基準に含まれる履行義務の認識及びライセンスの履行に関するガイドラインを明確にすることを目的としています。また当該アップデートは、IASB と FASB の収益認識に関する共同移行リソースグループ（TRG）及びその他利害関係者の意見を基に改善することを目標としており、かつ、基準適用の複雑性及びコストの軽減、実務における多様性の軽減を改善を考慮しています。ただし、トピック 606 の基本原則（収益認識のための 5 つのステップ）に変更はありません。

非公開企業における適用時期については、2015-14（トピック 606）と同様に 2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-11

収益認識（トピック 605）、デリバティブ及びヘッジ（トピック 815）：2016年3月3日 EITF（新会計問題審議会）会議に準じた ASU 2014-09 及び 2014-16（会計基準アップデート）による SEC ガイダンスの撤回

当該会計基準のアップデートは、ASU 2014-09 顧客との契約から生じる収益（トピック 606）及び ASU 2014-16 株式の形態で発行された複合金融商品の主契約に関する資本・負債区分の決定（トピック 815）に伴い、従来規程を撤回するものです。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-12

顧客との契約から生じる収益（トピック 606）：適用範囲の見直し及び実務上の簡便措置

当該会計基準アップデートによる改訂は、（収益認識ステップ 1 における）対価の回収可能性、（収益認識ステップ 3 における）現金以外の対価及び基準移行時における締結済み契約に関するガイダンスを示しています。また、基準移行時における既存契約の見直し、および（収益認識ステップ 3 における）顧客から受取った売上税又は類似税金に関する会計方針の選択について実務上の簡便措置を示しています。

非公開企業における適用時期については、2015-14（トピック 606）と同様に 2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-13

金融商品－信用損失（トピック 326）：金融商品における信用損失の測定（Measurement of Credit Losses）

当該改訂において、金融商品における予想信用損失（Expected Credit Losses）の測定には、直近における将来予測情報（Forward-Looking Information）を反映することが要求されました。当該会計基準アップデートによる改訂は、金融資産及び公正価値で評価されていないリース債権を保有している会社を対象となり、貸付債権、負債性証券、売上債権、リース債権、オフバランスのクレジットリスク、再保険受取債権、および契約における現金受取権利を除くその他金融資産に適用されます。

非公開企業については、2020 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2021 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-15

キャッシュフロー計算書（トピック 230）：現金の受取りと支払いの分類（Cash-Flow Statement Classification）

キャッシュフロー計算書における現金の受取り及び支払い、並びに分類は多様化していることが指摘されています。当該会計基準のアップデートにおいて、次の 8 項目に関するガイダンスが示されました。：①債務返済及び債務償還コスト；②ゼロクーポン付き負債性金融商品（社債など）及び重要性の低いクーポンレート付き負債性金融商品の決済；③企業結合後に発生した条件付対価の支払い；④保険給付請求の精算による現金の受取り；⑤会社（銀行を含む）加入生命保険の決済による現金の受取り；⑥持分法適用会社からの配当；⑦金融証券化（流動化）における受益権；⑧複数の分類が選択可能な現金の受取り及び支払いの判断基準。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-16

法人税（トピック 740）：棚卸資産以外の資産に関する関係会社間取引（Intra-Entity Transfers）

トピック 740 では、関係会社間において売買された資産に係る法人税及び繰延税金の認識を、当該資産の外部への販売が実現するまで禁止していました。しかし、資産売買の経済的実体などを忠実に反映させるため、かつ、IFRS との整合性を図るため、関係会社間の資産売買（ただし棚卸資産を除く）においても税効果（当期法人税又は繰延税金）を認識すべきであることを示しました。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-18

キャッシュフロー計算書（トピック 230）：引出条件付現預金（Restricted Cash）の取扱い

当該会計基準アップデートによる改訂は、キャッシュフロー計算書上、引出条件付現預金（及び現預金同等物）の会計期間における変動に関する取り扱いを明示したものであり、引出条件付現預金（及び現預金同等物）の期首・期末における調整額は、現預金及び現預金同等物に含めるべきことがあらたに規程されました。ただし、引出条件付現預金の定義についての言及はありません。

非公開企業については、2018 年 12 月 15 日以降の開始事業年度（期中報告においては 2019 年 12 月 15 日以降の開始事業年度）より適用されます。また早期適用も認められます。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2016-20

「顧客との契約から生じる収益（トピック 606）」に対する修正及び改善

当該会計基準アップデートによる改訂は、新収益認識基準に対する基準明確化のための軽微な修正及び改善であり、現行の会計慣行への重要な影響又は企業への重要な費用負担が生じることはありません。貸出保証手数料（Loan Guarantee Fees）、契約コスト（Contract Costs）、工事損失引当金（Provision for Losses on Construction）、契約変更（Contract Modifications）、広告費（Advertising Costs）などについて修正及び改善がなされました。

非公開企業における適用時期については、2015-14（トピック 606）と同様に2018年12月15日以降の開始事業年度（期中報告においては2019年12月15日以降の開始事業年度）です。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2015 年公表 ASU

ASU 2015-14

顧客との契約から生じる収益（トピック 606）：適用日の延期

本改訂は、全ての企業に対し ASU 2014-09 で規定された適用日を1年延期させるものです。公開企業、特定の非営利事業、特定の従業員給付制度以外の企業については、ASU 2014-09 ガイダンスは、2018年12月15日より後に開始する会計年度より（期中報告については、2019年12月15日より後に開始する会計年度に属する期間より）適用されます。また、ASU 2014-09 ガイダンスは、2016年12月15日より後に開始する会計年度より（期中報告については、同会計年度に属する期間より）早期適用も認められており、さらに、2016年12月15日より後に開始する会計年度より早期適用し、期中報告については、初度適用した会計年度の1年後に開始する会計年度に属する期間より適用することも認められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

2014 年公表 ASU

ASU 2014-02

のれん、その他の無形資産（トピック 350） - のれんの会計処理について（トピック 350）

この改訂は、非公開企業に対し、今後、のれんを 10 年あるいは適切な理由を提示できる場合はそれ以下の年数で定額償却することを許可したものです。また、簡略化された減損テストモデルの適用も許可しています。のれんの償却を選択した場合でも、企業（または報告ユニット）の公正価値が帳簿価額下回る可能性があることを示す事象が発生した際には、のれんの減損テストを実施することが求められます。また、当該のれんの会計処理を選択した企業は、のれんの減損テストを行なうレベル（企業全体か報告ユニットか）を会計方針で規定することが求められます。

この改訂は 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。また、早期適用も認められています。適用時に対象となるのれんは、その会計年度の期首時点で存在したのれんと期中新たに認識されたのれんになります（遡及適用は不可）。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2014-03

金融派生商品とヘッジ（トピック 815） - 変動金利から固定金利払いスワップへの転換における簡易ヘッジ会計処理について

この改訂は、金融機関を除く非公開企業に対し、一定の要件を満たす場合、変動金利払いから固定金利払いへ転換するための金利スワップを簡易ヘッジ会計処理することを許可しています。

企業が簡易ヘッジ会計処理を適用した場合には、損益計算書の利息は、変動金利の借入と金利スワップをした場合とは異なり、直接に固定金利の借入を締結した場合と同様となります。さらに、簡易ヘッジ会計では、スワップの公正価値を測定する際には決済額（債務不履行リスクの検討が不要となる）を使うことを許可する等便宜的な処理を認めています。

完全遡及アプローチか修正遡及アプローチでの適用が認められています。また、本改訂適用時には会計原則の変更の開示が求められます。

この改訂は 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。また、早期適用も認められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2014-07

連結（トピック 810） — 共通支配下にあるリース契約に対する変動持分事業体ガイダンスの適用

この改訂は、非公開企業に対し（一定の条件が存在する場合に）共通支配下にあるリース賃借人に対しては変動持分事業体ガイダンスを選択適用しないことを許可するものです。一方で、賃借する側の非公開企業は賃借人との関係や、リース契約に関する一定の開示を行うこととなります。

賃借人である非公開企業が本代替処理を選択できる要件は、1) 非公開企業である賃借人とリース賃借人が共通支配下にあること、 2) 非公開企業である賃借人が賃借人とリース契約を締結していること、 3) 非公開企業である賃借人と賃借人間の全ての取引は実質的にリースに関連する活動のみであること、 4) 非公開企業である賃借人がリース資産に関連した賃借人の債務に対して明確に保証または担保を提供している場合は、賃借人のリース開始時の債務の元本がリース資産の価値を超えないこととなります。

この改訂は 2014 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）遡及適用されます。また、早期適用も認められています。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2014-08

財務諸表表示（トピック 205）と有形資産（トピック 360） — 非継続事業の財務報告及び企業の構成単位の処分の情報開示

この改訂は非継続事業に関する財務報告基準の変更とその開示強化を目的としています。また、非継続事業の財務報告における米国会計基準の指針に対する混乱や、一貫性のない適用の問題に対処しています。

新ガイダンスでは、事業の戦略的転換から生じる事業処分のみを非継続事業として認識します。企業のオペレーションや財務結果に著しく影響を及ぼす戦略的転換であることが前提となります。例としては、主要な地理的エリア、事業ライン、または持分法投資の処分等です。これに加え、新ガイダンスは非継続事業の資産、負債、収益、および費用に関するより詳細な情報の開示を求めています。

非公開企業においてこの改訂は 2014 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度の期末会計報告から適用され、その後は、期中及び期末財務諸表にて適用されます。また、早期適用も認められています。（遡及適用は不要）

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2014-09

顧客との契約から生じる収益（トピック 606）

この改訂は、顧客への商品の移転、サービス又は非金融資産の譲渡に関する契約（保険契約、リース契約等、他の基準に準拠するものを除く）を締結する企業へ適用されます。本改訂により、トピック 605 “収益認識” で規定されていた収益認識要件、業界固有のガイダンスは、トピック 606 “顧客との契約から生じる収益” として編纂されました。

このガイダンスの趣旨は、企業は、顧客への約束した財又はサービスの移転を描写するように、その財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で、収益を認識すべきということです。この基本原則を達成する為、企業は以下の手順を適用する必要があります。

- ステップ 1：顧客との契約を認識識別する
- ステップ 2：契約における企業の履行義務を認識識別する
- ステップ 3：取引価格を算定する
- ステップ 4：取引価格を契約における各履行義務に配分する
- ステップ 5：企業が履行義務を充足した時点で収益を認識する

非公開企業においてこの改訂は 2017 年 12 月 15 日以降に開始する期末会計報告より（ただし、期中報告については 2018 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度中の期中報告より）適用されます。非公開企業に対しては、一定の制限付きで早期適用が認められています。遡及適用が要求されていますが、企業はこの改訂が指定する 2 つの遡及適用方法から選択することになります。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

ASU 2014-18

企業結合（トピック 805）：企業結合における識別可能な無形固定資産の会計処理

本改訂の目的は、企業結合に際し、取得した識別可能無形資産を認識する現行の会計処理の便益が相対する費用にそぐわないとする民間企業の利害関係者の懸念に対処しています。本改訂は、企業結合などの取引の結果として取得した識別可能無形資産の認識または公正価値評価における代替会計処理について指針を提供しています。

事業体はこの改訂が認める代替的会計処理を適用する場合、非上場事業体が選択適用できるのれんの償却に関する会計処理も適用しなければなりません。この改訂が認める識別可能な無形資産の代替的会計処理の選択は、2015 年 12 月 15 日以降に開始する会計年度に発生した最初の取引時点で選択されなければなりません。

[非公開企業適用時期別 ASU へ戻る](#)

Disclaimer

本資料は、米国財務会計基準審議会（FASB）が公表した米国会計基準アップデート（Accounting Standards Update）を要約し、一般的な参考資料の提供を目的とするものです。この資料によりEOS会計事務所は、利用者に対し財務会計、税務等を含む専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。もし貴社が財務会計、税務または事業に影響を及ぼす可能性のある決定または行為を行う場合には、本資料に依拠することはできません。本資料中には一部意訳等も含まれていますが、EOS会計事務所の公式見解ではありません。EOS会計事務所は本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負いません。